

平成30年2月定例会 県土整備委員会（付託）

平成30年3月2日（金）

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

元木委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時11分）

これより、危機管理部関係の審査を行います。

危機管理部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から追加提出議案について説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（資料①）

- 議案第75号 平成29年度徳島県一般会計補正予算（第6号）
- 議案第78号 平成29年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第1号）

【報告事項】

- 「徳島県国民保護計画」の改定について（資料②③）
- 徳島県広域避難ガイドライン（案）について（資料④⑤）

楠本危機管理部長

危機管理部から2月定例会に追加提出いたしております、案件につきまして御説明申し上げます。

お手元にお配りしております、県土整備委員会説明資料（その3）により、御説明を申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、平成29年度補正予算に係る歳入歳出予算、繰越明許費についてでございます。

資料1ページをお開きください。

まず、一般会計予算についてでございます。

補正予算の総額は、総括表の最下段計の3列目に記載のとおり2億5,630万円の減額補正をお願いするもので、補正後の予算額は33億6,076万2,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

続きまして、特別会計予算についてであります。

都市用水水源費負担金特別会計として、合計10万円の増額補正を計上いたしております。

3ページを御覧ください。

次に、課別主要事項説明についてであります。

まず、危機管理政策課でございます。

一般管理費の摘要欄①給与費において組織改編による人員増に伴う増額など、最下段計の欄に記載のとおり、危機管理政策課全体で7,323万3,000円の増額補正を計上いたしてお

ります。

4 ページをお開きください。とくしまゼロ作戦課でございます。

防災総務費の摘要欄①防災対策指導費では、進化する「とくしまゼロ作戦」緊急対策事業における、補助金の精算による減額など、最下段計の欄に記載のとおり、とくしまゼロ作戦課全体で6,054万3,000円の減額補正を計上いたしております。

5 ページを御覧ください。消防保安課でございます。

防災総務費の摘要欄①航空消防防災体制運営費において、事業費の精算による減額など、最下段計の欄に記載のとおり、消防保安課全体で、323万1,000円の減額補正を計上いたしております。

6 ページをお開きください。消費者くらし政策課でございます。

消費者行政推進費の摘要欄①消費者行政推進費において、国の消費者行政推進交付金の決定など、最下段計の欄に記載のとおり、消費者くらし政策課全体で4,488万7,000円の減額補正を計上いたしております。

7 ページを御覧ください。続きまして、新未来消費生活課でございます。

消費者行政推進費の摘要欄①消費者行政推進費において、国から受託した消費者行政新未来創造オフィスの開設工事に要する経費など、最下段計の欄に記載のとおり、新未来消費生活課全体で1,122万円の増額補正を計上いたしております。

8 ページをお開きください。安全衛生課でございます。

環境衛生指導費の摘要欄②上水道施設整備管理指導費において、国の生活基盤施設耐震化等交付金の決定など、最下段計の欄に記載のとおり、安全衛生課全体で2億3,209万2,000円の減額補正を計上いたしております。

9 ページを御覧ください。特別会計についてであります。

摘要欄①負担金返還金としまして、早明浦ダム建設事業で取得した財産の処分に伴い10万円の増額補正を計上いたしております。

10 ページをお開きください。繰越明許費についてでございます。

とくしまゼロ作戦課の防災対策指導費では、進化する「とくしまゼロ作戦」緊急対策事業において、市町が実施する一部の事業で、工事等の遅れにより、年度内の完成が見込めないことなどにより、5,018万1,000円の繰越をお願いするものであります。

なお、これらの事業につきましては、今後、早期の完了に努めてまいります。

危機管理部関係の提出案件の説明につきましては、以上でございます。

この際2点、御報告いたします。

1点目は、「徳島県国民保護計画」の改定についてであります。

お手元に配付の資料1を御覧ください。

この行動計画は、1、計画の位置づけにありますとおり、法令に基づき、武力攻撃事態等における県が実施する国民の保護のための措置や方針を取りまとめたものであり、武力攻撃事態等に対しては、本計画に基づき、国、市町村、関係機関と連携協力し、国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期すものでございます。

今回の改定は、3、改定の理由に記載のとおり、国において行われた、国民の保護に関する基本指針の変更への対応や、国民保護措置の実施体制の充実、強化を図るため、行うものであります。

主な改定内容としましては、4、改定の概要にありますとおり、弾道ミサイル落下時の適切な対処の確保や的確な住民避難の実施への対応を図るものでございます。

詳細につきましては、資料1-1を御参照いただければと存じます。

本計画の見直しにつきましては、今後、国と協議を進め、閣議決定を経て、議会へ報告後、公表させていただく予定としております。

続きまして、2点目の徳島県広域避難ガイドライン（案）の概要についてであります。資料2を御覧ください。

このガイドラインにつきましては、県と市町村が連携した相互応援体制に基づき、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生し、全ての避難者を地元市町村で収容することが困難な場合に備え、市町村の圏域を越えた広域避難を円滑に実施するため策定するものでございます。

資料中段の1、ガイドラインについてを御覧ください。

県内を三つのブロックに分け、ブロックごとの広域避難の市町村マッチングや、避難の実施手順、避難所の運営方法等を位置づけ、災害時に地域間で支え合う仕組みを構築してまいります。

詳細につきましては、資料2-1を御参照いただければと存じます。

以上、御報告申し上げます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

元木委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

達田委員

消費者行政推進費についてお尋ねいたします。今、説明がございました中で、消費者くらし政策課が減額になっており、新未来消費生活課のほうは増額になってますが、これについて詳しく教えていただけたらと思います。

勝間消費者くらし政策課長

消費者くらし政策課における2月補正で4,400万円ほど減額している中身についてでございますが、大きくは市町村への補助金の減が主になっているところでございます。

今年度市町村レベルで新たな消費者生活センターの整備を進めるということで頑張ってきました。先だって3月1日に三好の生活支援センターが開設されて、全ての県内圏域でセンターが整備されたわけなんですけど、当初予算で計上させていただいておりましたのが、どう整備をしていくのかその時点で形になっておりました。

例えば、庁舎の外でセンターを設置する予定だったものが庁舎の中で整備をするというようなものもございました。あるいはそこの職員の採用時期が遅れたという関係で、若干の人件費が減額になっているという部分もございます。そういったセンター設置の中身の変更に係るものが多くなっているというところでございます。

それから、県のほうでは一部、巡回相談支援というものも計上していたところですが、これはセンター未設置の市町村を中心に回っていく事業を組んでいましたが、センターが順次整備をされたという関係で、その額につきましても減額をさせていただいたところがございます。

東條新未来消費生活課長

新未来消費生活課の増額理由でございます。増額といたしまして、消費者庁等の消費者行政新未来創造オフィス開設工事に係る工事請負費、こちら県として請負したものが2,285万5,000円ということで増額にかかる分、そして2月補正といたしまして、鳴門合同庁舎の施設改修機器等の工事請負の減額にかかる分、これをトータルした結果、1,122万円の増額補正となっているところでございます。

達田委員

全ての市町村の相談体制が整った、いろいろな事情で減額になったということなんですが、県の消費生活センターも含めて消費生活センターの職員体制がどうなっているのか教えていただきたい。平成30年度の体制、相談員が何名、常勤職員なのか非常勤職員なのか。また、くらしのサポーター等御協力いただいている方がどれだけ登録されているのか、消費生活センターごとに教えていただけたらと思います。

勝間消費者くらし政策課長

消費生活センターの体制についてということでございました。

体制について、平成30年度については、まだ分かりかねるところでございますが、直近で三好にセンターができたところで、聞き取り等々を行ったところでございます。

それによりますと、まず徳島市の消費生活センターは、全体で5名、相談員が5名、鳴門が全体で5名、相談員が3名、小松島市が全体で4名、相談員が2名、阿南市が全体で5名、相談員が3名、吉野川市が全体で5名、相談員が2名、阿波市が全体で4名、相談員4名、美馬地区が全体が4名、相談員が3名、三好地区は全体が4名、相談員が3名、松茂北島地区は全体が3名、相談員が2名、藍住町は全体が3名、相談員が2名、板野町は全体が3名、相談員3名、上板町は全体が3名、相談員が1名、徳島県は全体が16名で相談員が8名となっております。

なお、相談員につきましては、その開設しているときには常にそこに在籍をし、相談を受ける体制になっておりますので、開設時間に相談員がいないというようなことは基本的にはないと思っておりますのでございます。

達田委員

人数とかお聞きしたんですが、例えばセンターによって相談員がいてくれる時間、例えば9時30分から15時30分で昼休みがなし、あるいは9時から16時で昼休みが1時間ほどありますとか全部違うわけです。土曜日曜が休みで、平日の日中6時間から7時間程度の相談というようなことになるわけですが、身分というのはどうなるんでしょうか。

勝間消費者くらし政策課長

消費生活センターの相談員の身分のお問合せを頂いたところですが、これもそれぞれでございまして、例えば市町村の非常勤で雇われているとか、センターの相談業務自体を外部に委託して、そこから相談員を派遣していただいている例もあります。

すべてが統一的にこうなっているという状況ではございません。

達田委員

この前、委員会視察をさせていただいたときに、相談員や御協力いただいている方々のお話も伺ったんですが、非常に難しい試験を受けて相談員として頑張っているというようにお話も伺いました。こういう頑張っている方々にこそ、きちんとした支援をしなければいけないと思うわけですが、勤務も相談内容にも難しいものがあると思います。そういう中で給与体系がどうなっているか、非常に大事なことだと思うんですけども、月額幾らぐらいなんですか。

勝間消費者くらし政策課長

相談員の給与でございしますが、月額という整理はできていない状況ですが、時給換算とかたちで整理をしている資料はございます。それぞれ各市町村についてはバラバラですが、例えば、本県の消費生活センターの相談員につきましては、平成30年度予算ベースでの時給1,400円程度で計上させていただいているところでございます。

他の市町村につきましては、今後、情報交換等々を行ってまいりたいと思っているところでございます。

達田委員

県の時給に合わせていただくということで間違いございませんか。

勝間消費者くらし政策課長

県の金額に合わせていくのかというお話ですが、それぞれ相談員の雇用の形態があり、市町村のお考えもあろうかと思えます。雇用されている方々の実情、考え方も十分踏まえた上で、処遇、給与体系を考えていくべきだろうと思えますので、公平にそろえるという考え方は持っていないというところでございます。

達田委員

これよりも安くなる可能性はあるんでしょうか。

勝間消費者くらし政策課長

安くなるかどうかということですが、正直申し上げまして全国的に見て、相談員の処遇につきましては、かなりばらつきもあるところでございます。

その中でどういった水準を維持していくのかというのは、それぞれの団体の御判断になっていくと思っているところでございます。

達田委員

仕事の内容に見合う待遇になるように是非お願いしておきたいと思います。

例えば阿南ですと、センターは阿南市，牟岐町，海陽町，美波町，那賀町にまたがっているということで，非常に広い範囲を引き受けているわけなんです。どういう相談が多いですかというような質問もしましたが，高齢者に対する詐欺であるとか，そういう消費者問題が多いというお話もお聞きしてまいりました。

相談するにも遠いところへ相談に行くというのは，せっかくセンターがあっても，なかなか大変で，電話一本で相談を済ませる内容はないと思うんですが，やはり身近なところに行きやすいセンターといいですか，相談できるところがあるというのが望ましいと思うのですが，このような問題についてはどのように解決されていくのでしょうか。

勝間消費者くらし政策課長

広域的に設置をされたセンターについて，遠いところの相談がある場合のお話を頂いたところでございます。

確かに相談の際には電話だけでなく，契約書を確認したりというような場合もございまして，その場合には例えばセンターに来ていただくというようなこともあります。広域的な設置をしたケースというのが今年度スタートしました。ただ阿南市につきましては平成27年に那賀町，美波町，平成29年度4月に牟岐町，海陽町と広がっているところですが，そういった広域的な設置をしたところの相談の形態というのは，これからどういう傾向をたどるのかということをしかりと見ていかないといけないと思っているところでございます。

他県を確認いたしますと，やはり相談の状況というのは1年目よりも2年目，3年目あたりで，変わってくるというお話も聞かせていただいております。そのときにどういう対応ができるのかということもしかりと市町村のセンターと連携を取ってまいりたいと思っております。私どもとしましては，相談員あるいはそれぞれのセンターの所長そういった人たちと密接に連携をし，その状況に適した形，また県からの支援策というものを含めて連携を取りながら，県民の方々がどこに住んでいても質の高い相談を受けられる体制を目指してまいりたいと思っているところでございます。

達田委員

どこに住んでいても質の高い相談をしていただける体制は本当に大事だと思います。

センターの状況を見ますと，徳島市の場合は，石井町，神山町，佐那河内村まで含まれ広いです。阿南の場合も申し上げましたが，小松島でも小松島市，勝浦町，上勝町が含まれるということで，例えば上勝町から小松島市のセンターまで来ると大変な距離でございまして。そういった中で身近に相談できる場所をどう確保するかということをして是非考えていただきたいということを申し上げておきます。

それから，日本消費経済新聞で以前から問題として載っているわけですが，市町村が頑張ってもセンターを設置しても，国からの交付金が減らされているということで，要求額の半分ぐらいしか届かないということです。そういうことで消費者行政推進費補助金，それから消費者行政活性化基金積立金これは僅かですが，こういう消費者行政推進費をみまし

でも、平成30年度当初予算をみますと今年度より5,233万5,000円減っているということで徳島県は消費者行政に力を入れていると言いましても、国の動向でこういうことになっているのかと思いますが、当初予算が昨年よりも減ってしまっている。センターが増えているのに減ってしまっているというのはどういうことなんでしょうか。

勝間消費者くらし政策課長

当初予算ベースで今年度と平成30年度の予算におきまして減額になっている理由ということですが、これも消費生活センターの整備に関係いたします。

先ほど申し上げましたとおり本年度センターを整備する所が非常に多くございました。その中でハード的なもの、例えば、備品を購入したりコピー機を設置したりするような経費が多かったところでございます。初期投資でございますので、今年度でその部分は終了し、平成30年以降につきましては、運営費という部分になりますので、その部分については減額をしていくところでございます。

達田委員

先ほども申し上げましたように、仕事に見合う賃金を確保していただきたいということと、消費者行政と言いましてもサポーターなどが、いろいろ各地を回って老人会に行っていて、いろいろな会合でPR啓発していただいています。そのときにいろいろなグッズを渡していただいて、そして、皆さんに話もしていただくということがあります。そういう経費も十分に確保していただきたいと思うわけです。ですから全県そういうことで向上させようと思えば、予算を減らす必要はないと思います。むしろ増やしていただいてもっと啓発に力を入れていただきたいと思いますがその点はいかがでしょうか。

勝間消費者くらし政策課長

消費者行政予算をもっと増やすべきという御意見を頂いたところでございます。

私どもといたしましても、今の県庁10階にある消費者庁の新未来創造オフィスとともに各種プロジェクトの実施をさせていただいているところでございます。そういったプロジェクトについての予算につきましては、十分計上させていただいているところでございますし、今、達田委員からありましたサポーターあるいは、コーディネーターという地域のリーダーの方々と一緒になって啓発活動等々を行うような経費につきましても、平成29年度と比較しても少し上乗せをして今回の当初予算案にも計上させていただいております。我々とすれば新次元の消費者行政、消費者教育を目指して、消費者行政の充実確保を目指しているところでございまして、その中で予算を今回も要求させていただいているところでございます。

ただ、先ほど答弁をさせていただきましたとおり、やはりハード的な部分が今年度は多かったもので、その部分が減額されているということで御理解いただければと思います。

達田委員

平成29年度当初予算で地方消費者行政推進交付金、これ国からのお金ですが、1億113万3,000円だったんですが、平成30年度当初をみますと地方消費者行政強化交付金、それ

から地方消費者行政推進交付金と分けられています。そして、前者が5,995万4,000円、後者が2,132万4,000円ということで合わせましても8,100万円余りで、とても平成29年度に届かないわけです。

このように全体の交付金そのものが減らされてるわけなんですけど、今後、市町村がこういう事業をやりたい、こういう人を増やしたい、しっかり頑張りたいという声に答えていけるのかどうか。そして、平成29年度はこの地方消費者行政推進交付金というのが平成30年度は二つに分かれている。この意味はどういうふうに使われるのか、こう使ってくださいよと限定されているものなのか、その内容を教えていただけますか。

勝間消費者暮らし政策課長

地方消費者行政の交付金に関する御質問を頂きました。

この交付金制度は、平成29年度、平成30年度で大きな見直しがあったところがございます。これまでは、地方消費者行政推進交付金ということで進められてきたわけですが、これが強化交付金と名前を変えて、今後は進められるということになっております。

ただし、平成29年度までに地方消費者行政推進交付金を活用している事業につきましては、移行措置ということで、原則として7年間、幾つか要件があるんですが最大で11年その推進事業につきまして継続をできるということになっています。

この地方消費者行政推進交付金につきましては補助率10分の10。強化交付金につきましては2分の1となっております。この強化交付金でございますけれども、消費者庁の説明では、今後より積極的に取り組む地方公共団体をもっと支援をしていく、それから消費生活センターの機能の維持充実を図る、あるいは質の高い相談救済が受けられるように体制整備を支援するというところで、制度を変えたと聞いておるところでございます。国からこの交付金にかかる実施のメニュー案というものが示されておりました、重要消費者政策に対応する課題ということでSDGsへの対応でありますとか、国の制度改正等に対応した重要消費者政策というものが挙げられているところがございます、その事業がメニュー化されているというところでございます。

達田委員

全国の市町村が国の交付金が減らされ、目標としている水準にできず怒り心頭だということなんです。消費者庁は各自センターを作ってくださいと言ってまいりました。それでセンターを作りましたが交付金を減らされてしまった。これからどうしたらいいのかという悩みを持っておられるわけです。

高齢者見守りのため、消費者安全確保地域協議会を設置してくださいと言いながらお金をくれないわけですからなかなかできないわけです。徳島県の場合は、全てのセンターに高齢者見守りという地域協議会は設置できているのですか。

勝間消費者暮らし政策課長

高齢者等の消費者被害防止見守りのネットワークの整備状況について御質問があったところがございます。現在、七つ整備をしているところがございます。

県としては、市町村等の御理解を頂きながら、平成31年度までに全ての市町村で見守り

ネットワークを整備したいという形で進めているところでございます。

その核となるのが、やはり消費生活センターでございまして、その見守りの中で詐欺を受けてるのではないかと、だまされているのではないかと気づきがあったときに、消費生活センターにつないで未然防止、あるいは被害の救済というものに当たっていける体制づくりというものが必要になってくると思っているところでございます。

達田委員

この高齢者見守りの協議会設置であるとか、また消費生活センターの機能強化ということで、市町村が頑張っていくが国からの交付金が少なくなってしまうという状況がある場合に、県がそれを補填していくのかどうかということが問われると思っておりますがいかがでしょうか。

勝間消費者くらし政策課長

先ほど御説明申し上げたとおり、国の制度が新たに変わったというところでございます。まず、国の支援策というものをしっかりと熟知し、それを十分に活用させていただきたいという思いでございます。

県としては、消費者行政、消費者教育の進展に資するよう、今提示されている制度を基に、活用策をしっかりと検討していくということが、まず必要だろうと思っております。ただやはり、その制度とは別に、地方の消費者行政、消費者教育に悪影響が出ないように、示された制度において必要な予算の総額を国においてしっかりと確保させていただきたいということをお願いしてまいりたいと思っているところでございます。

県としても以前から政策提言等々を行っておりますが、引き続き地方での消費者行政の進展に資するよう財政支援を含めた充実強化の策につきまして、積極的に提言してまいりたいと考えているところでございます。

達田委員

全国の市町村支援につきましては、当初と補正合わせて50億円ぐらいあったのが大幅に減らされてしまったということで、この交付金の大幅な削減というのは自治体の財政担当課にしてみたら、国は消費者行政から手を引いたと受け止める自治体もあるわけなんです。他の省庁であつたら大きな削減がある場合は、前もって言うてくれるのに突然減らすとは何事だということでお怒りになってるわけなんです。それがエスカレートしていきますと、徳島県に新オフィスを作る必要があるのか、そんな予算を各自治体に配分すれば数百の自治体が助かるという声も出ているということなんです。

ですから、この交付金削減ということ、絶対にあってはならないと思えますし、消費者行政は機能強化しても絶対に低下をさせてはならないと思うのです。ですから、しっかりと国に対して要望させていただきたいと思えます。消費者行政の向上に力を入れるんですと言っている以上、徳島県がしっかりとお手本になるようにしなければいけないと思えますので、その点よろしく願いいたします。

次に、旅館業法の一部改正というのがございました。この条例に基づいて運営していくホテルや旅館、徳島県の場合は、今どれぐらいあるのかお尋ねしておきたいと思えます。

山根安全衛生課長

旅館業法施行条例の一部改正に伴い、旅館営業の施設数について御質問があったところでございます。

平成29年3月末時点で徳島県におきましては、業種ごとにホテル営業が44施設、旅館営業が539施設、多数人数が泊まる簡易宿所営業が164施設、それと下宿営業が1施設の計748施設ございます。

達田委員

この改正内容を見ていましたが、例えば、第4条、営業者は営業の施設を毎日清掃するものとしということが書かれているんです。便所、浴室、排水設備その他不潔になりやすい構造設備は、必要に応じ消毒しなければならないというようなことが第4条にあるのです。これが毎日清掃というのが定期的に清掃するものとしと変わるわけなんです。それと第5条、営業者は洗濯日光による消毒その他の適当な方法により寝具を常に清潔に保たなければならないというところが、日光によるというところが消えてしまいました。

そういうことで、これ毎日清掃しなくてもいいとなりますと衛生面で大丈夫なのかと心配なんです、この点はどうされるんですか。

山根安全衛生課長

旅館業法施行条例一部改正に伴う衛生対策について御質問を頂いたところでございます。

基本的に、今回の旅館業法の改正を受けまして、本県において施行条例の改正という運びになっております。その中、国のほうで昨年5月の規制改革会議を受け、数値等の規制について基本的には撤廃しようと旅館業法の一部改正となりました。

このあたり数値等を含め、我々としても旅館業法の基準廃止について時代の変化、例えば今、布団等におきましたら布団乾燥機等の電気製品は非常に発達しております。そういう中、宿泊ニーズと合わせて多様化に対応するものでございます。これまで、毎日が定期的となっており、このあたりにつきましても国の規制改革会議の中で、必要以上の規制ということはいかなるものかというところで、宿泊状況に応じて判断すべきという問題でございますから、この内容につきまして、必要に応じた改正をしたところでございます。

達田委員

この条例の中で、第7条につきましては各部屋の照明、照度で決めていたものを全部削除してしまっています。それから構造につきましては、例えば、天井の高さも削除、寝具が和式のものである場合は、これを収納することができる設備を有する、つまり押し入れ等収納する場所が必要です、これも削除されてしまっております。それから、浴室及びシャワー室につきましては、浴室等の床が不浸透材料で作られて排水に支障のない構造であることとか、あるいは湯気の処理及び換気のための窓又はこれに代わる設備が設けられていること、これは当たり前の設備なんです、こんなのも削除して浴室等の内部が当該浴室等の外から容易に見えるような構造でないこととなっております。

外から見えないようにしていたら、どんなでもいいのかというようなことになって、私だったらこんな所に泊まりたくないというようになってしまっています。これに適した旅館、ホテル等で徳島県へ来てくれるのかなというのが心配ですがこの点いかがですか。

山根安全衛生課長

旅館の衛生対策等について御質問を頂いたところでございます。

このたびの施設基準等の緩和につきましては、民泊の普及とともに旅館やホテルを設置しやすくすることで、宿泊施設の増加を大きな目的としているところでございます。

特に小規模施設の改良並びにこれまで旅館として許可が困難でございました1部屋、2部屋程度でかつ床面積を広くするなど高付加価値化とともに差別化を図った旅館を認めるなど、宿泊ニーズの多様化等を考慮した中、数値による規制を原則撤廃したところでございます。

そういう中、今御質問にもありましたように、照明は基本的に建築基準法令にて担保されておりまして、そういうところからも必要以上の規制については今回緩和ということになっております。

このため、本県におきましても規制改革会議での答申や法改正内容並びに目的を十分検証いたしまして、施設基準緩和後の宿泊施設の衛生対策についても、これまでの宿泊施設に対する監視指導上、内容等を十分踏まえた中で、このたびの施行条例の改正を提案しているところでございます。

達田委員

徳島県には、たくさんお客さんが来ていただきたいし、たくさん泊まっていたきたいという思いがあるので、徳島県のホテルや旅館の基準が規制緩和によって、何か下がってしまったということになってしまっただけではいけないので、安く泊まれてグレードも高いという状況であってこそお客さんもたくさん来てくれると思います。

ですから、この条例改正が不利に働かないようにしていただきたいと思うわけです。特に衛生面、皆さんお泊まりになる方は、やっぱり、これシーツを洗っているのか、床にほこりがいっぱい落ちているのではないかと。そんな所では気持ち悪いので二度と行きたくないと思われたら困りますので、毎日清掃は行って、清潔なお布団で寝られるというような状況でないと思えます。それで聞かせていただきましたが、条例が変わっても徳島県全体の宿泊所が民泊化してしまうという心配はございませんか。

山根安全衛生課長

旅館等が民泊化する恐れについて御質問いただいたところでございます。

このたびの旅館業法の一部改正につきましては、基本的に民泊新法、いわゆる住宅宿泊事業法にあわせまして、宿泊事業者の動向を狙うとともに住宅宿泊事業法の整合性を図るものでございます。

そういう中、旅館業法の一部改正につきましては多様なニーズ、小規模なものから大規模も含めて、このあたりのニーズを的確につかんだ中で宿泊事業許可を広く行うものでございます。

一方、民泊につきましては、空き住宅を基本的に活用するというところでございますので、そういう差別化を図った中で、旅館につきましては、十分衛生面も含めて対応可能と考えておるところでございます。

達田委員

この改正の内容を見ますと、わざわざ削除しなくてもいいのではないかと、いろいろ問題があると思いますので、議案が出てますが理解することができないなということを上げて終わりたいと思います。

元木委員長

それでは、午食のため休憩いたします。（11時59分）

元木委員長

それでは再開いたします。（13時02分）
質疑をどうぞ。

黒崎委員

ジビエ関係の質問を確認の意味を含めてしたいと思います。

平成26年2月定例会でシカ牧場というのが出てきました。これ狩猟して生きたままで確保して放牧する、要は山で捕ったものと流通にかける間の調整みたいな役割をするということで、大いに結構なことだと思いました。

このところそれが機能しているのかどうなのか、今のシカの牧場がどうなっているのかという確認をしたい。やはり徳島県が中心になってジビエをかなりPRしていただいたので、市場のほうもやってみたいというホテルが増えてきて、良く聞かれるようになってきました。安定供給するという意味でも牧場の持っている機能が、確保して出荷に合わせて調整していくことができるものなのかどうなのか。平成26年から今まででどうなっているのかお聞きしたい。

勝間消費者くらし政策課長

シカ牧場についての御質問を頂いたところでございます。

現状でいきますと、シカ牧場につきましては、那賀町で2箇所運営をしているところでございます。それぞれ40頭あるいは数頭を飼育し処理場に送り込むという作業をしておりますが、これからはもう少し展開をしていきたいと思っているところでございます。

どこにボトルネックがあるのかというと、やはり生体を捕獲して、牧場に搬入していくというところが、非常に大きな問題になっていると思っているところでございます。

そこで、来年度の事業としては、わな等で捕獲したシカを麻酔銃等でおとなしくさせ、牧場に搬入をさせるというのを猟友会や狩猟者の方々とネットワークを組んで、牧場に送り込む体制をしっかりと作っていく。それから牧場から処理場へ送り込む体制というのも併せて整えていきたいと思っているところでございます。

もう一つの要因としては、その処理場に送り込んだ後、流通なり、消費なり、そこまで

たどり着くということが、処理場で例えばどこまでさばくのかとかいうような話になってまいりますので、そこまでしっかりと視野にいれ、この取組は進めてまいりたいと思っております。その部分につきましては、私ども危機管理部と農林水産部とタッグを組んで取組を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

黒崎委員

生体を捕獲する難しさがあったので、ここ数年うまくいってなかったということによろしいですね。

勝間消費者くらし政策課長

一つの要因とすれば、例えば狩猟者の方をお願いをするときに、そのままシカ牧場に運ぶというのは、やはり少し危険を伴う、もっと効率的に安全に運び込む手法はないのかということも検討し、来年度、わなでしかけて、薬で弱らせて搬入するという実証をしっかりとやっていきたいと思っております。

黒崎委員

当初シカ牧場だけ作ろうと思ったわけではなく、シカ牧場も含めての捕獲システム、あるいは流通システムという中でのシカ牧場ということだったように思うんです。明らかにそのときに、捕獲、移動もシステムが確立されていなかったということですか。できていないのに、シカ牧場だけを先に作ったということなんでしょうか。

小椋危機管理部次長

シカをたくさん捕ってそれを資源として使うというのが、元々の経緯でした。

そのために牧場をしてジビエにつなぐ安定供給ということで飼育直しをする、一つは安定供給のためにシカを一時保管しようということ。もう一つは、濃厚飼料を食べさせることによって肉質改善ができないかという2点でやっておりました。その中で、肉質改善につきましては、一定のシカは春から夏場に草を食べたときのようなおいしい状態の肉は作れたのですが、課題は製造原価からすると、シカの肉を幾らで売るかとなると黒毛和牛並みで売らないと合わないなという悩みがありました。

それと捕獲した当時も100頭ほどくりわなですとかおりで捕獲したわけなんです、問題になっておりましたのは、人を見ると暴れて骨折をする、それから、わなですと鼻をぶつけて、鼻から出血をしてそのまま死んでしまうとかで、肉質をかえって悪くしたのではないかという話もありました。ですからこのやり方を工夫しなくてはいけないなということで、少し停滞気味なところがありますが、今回調べまして従前、麻酔銃は麻薬の取扱いという範ちゅうの中で適切な薬がなかったわけですが、それをクリアできるものを使うことによって、より自然な形で捕獲して、気が付いたら寝てるうちに牧場に着いたということで、3分の2くらい死ぬというのは効率が悪いだろうし、やはり使えないというのが問題ですので今回改善していこうと考えておるところです。

黒崎委員

やってみていろいろな現象が起こるということですね。

もう一つ、イノシシとかはおりで餌を置いていたら入ってくる可能性があるのですが、シカをおりで捕獲するというのは可能なんですか。日常的におりに慣れてしまって、また捕獲が難しくなってくるということは想定できるのでしょうか。

小椋危機管理部次長

おりも最初は野生動物いずれも警戒をして入ってきません。そういうことで、おりの両側を開けて餌を置いて、通って慣れて餌を食べても大丈夫、そういうことで捕獲をします。しかし、それが続きますとやはりその場所がまた警戒されますので、場所を変えたりとすることによって、この付近でまた環境を変えて捕るというように、実際現場でも猟師の方がやっているところでございます。

黒崎委員

やっとな徳島産のジビエという言葉が、市場でというか宿泊施設やレストランで認識され始めているという感じがします。

それをどうしていくのか、シカについてはデリケートなので、丁寧にシカ牧場で期間をおいて太らせたり、市場の味に合わせたりという技術もそこでお使いになるのでしょうか、せっかく作った制度ですから、是非シカ牧場を生かして、移動解体車も試験的に導入するということですので、いろいろな形でジビエが進行できるようにしっかりとフォローしていただきたいと思います。

もう一つ、農林水産部と一緒にやっていると見受けられますので、そのあたりもしっかり連携してやっていただきたい。各課が遠慮しあったら、なかなか前に進まないと思いますので、各課がお互いリードして是非とも成功させるようにしていただきたいと思えます。来年度からは、また動き始めるということで認識して大丈夫ですか。

勝間消費者くらし政策課長

来年度からのジビエの話なんですけど、シカ牧場だけではなく、やはり捕獲処理ということで、先ほど出ましたジビエカーの実証導入、これも一步踏み込んでみました。

それから実際に捕る人を確保しようということで、ハンティングスクールを設けます。

その上でジビエの場合には、その食肉に適した個体の扱いというのがありますので、そういったものに熟練しているジビエハンターもしっかりと育成をしていこうと思っております。

さらに、その狩猟者が実際にこの食肉処理場に搬送するときに経費が要ります。このお金を支援する、これを国の指定管理鳥獣捕獲等事業、いわゆる国費を使って支援できないかということも考えております。そうすると、狩猟者の育成、それから捕獲、それをシカ牧場や処理場に搬入するという経路はできると。そこから先の流通、商品、ここにつきましては主として、農林水産部で新たな施策がありますので、そういう一連の流れを作り上げる。そして一つずつボトルネックを取って、この流れを確実なものにしていきたい、それが平成30年度の課題だと思っているところで、農林水産部とともに取り組んでまいりたいと思っております。

黒崎委員

もう一つ、生存というか、捕獲したシカがシカ牧場で亡くなるようなことも、病気もあると想像しますが、生存率は何%ぐらいですか。

小椋危機管理部次長

シカの生体捕獲したものの生存率でございますが、3分の2が死ぬということで100頭余りが40頭程度になってしまうと。気づいたところではけがなどで餌を食べないまま死ぬものが、またそこから1割とか出るということがありますして、そういうところは早く見つけて、その段階で早く肉にしてしまうとか見極めも実際は必要であろうかということが、当時のデータで分かったところでございます。

現在もそういうものについては、牧場のほうで早い段階ですぐに肉にするという対応をここ1年ほど気付いてやり方を変えたところでございます。

黒崎委員

技術的に今からやりながらいろいろなことが分かってくるのでしょう。とにかくこのチャンスを逃さないようにせっかくやっているのですから、しっかりと成功させていただきたいと思います。大変期待しており、お願いをいたしまして質問を終わります。

古川委員

防災対策指導費の減額補正ということで、部長からは、とくしまゼロ作戦の補助金の関係で減額になったということです。

議案書の予算説明書を見ると、とくしまゼロ作戦緊急対策事業補助金が4,400万円ぐらいの減額ということでございます。この補助金は当初予算で、複合災害の対策支援ということで1億2,000万円余り積んで、孤立集落対策支援1,000万円、これも補助事業かどうか分かりませんが、これを3分の1くらい減額をするという。まず、この今年度の執行状況、どういうメニューにどれくらい使ったかというあたりを教えてください。

島田とくしまゼロ作戦課長

進化するとくしまゼロ作戦緊急対策事業について御質問を頂いております。

平成29年度当初予算といたしまして1億6,600万円を計上しているところでございます。執行状況についてでございますが、主に津波による避難場所の整備といたしまして1,000万円、避難場所、避難所の機能強化といたしまして5,100万円、そして今年度新たに事業メニューで追加させていただきました災害時の快適トイレ対策といたしまして約2,600万円、昨年度6月補正でお認めいただいた、熊本地震であった避難所の天井落下の調査を踏まえた対策費といたしまして、避難所の非構造部材の耐震化で約530万円、市町村が作る分ですが安全避難計画に1,200万円、先ほど委員からお話のありました孤立対策といたしまして2,000万円でございます。計約1億1,000万円執行しているところでございます。

古川委員

1億1,000万円使って4,400万円ぐらい余る、4分の1ぐらいですか。この余った理由、避難路、機能強化、天井の関係の部分とか非構造部材とかトイレ、これはなかなか使えなかった、手を挙げてもらえなかったということですか。

島田とくしまゼロ作戦課長

執行残の件について御質問いただいております。

当初、美波町と松茂町におきまして津波避難タワーの計画がございました。その予算を計上して留保していたところなんです、用地の確保、地権者との協議で思ったように進まなかったということで、約4,500万円減額することとさせていただいております。

当初要望といたしましては、おおむね1億6,000万円程度の要望があったところがございます。加えて市町村によって入札を行いますので、その請差も発生しているところがございます、4,500万円を補正で落とさせていただいておりますというところがございます。

古川委員

今年度も1億6,600万円ぐらい積んでますが、これも要望額を積み上げた額であって、執行すれば請差ぐらいしか余らないということでしょうか。

島田とくしまゼロ作戦課長

昨年度、市町村の当初予算に計上するために要望調査を行っております。

そのときに1億2,000万円程度の要望がありました。現在も要望がきているところがございますので、平成30年度に計上させていただいております1億6,600万円は、執行を目指して市町村に対策を進めていただくようお願いしているところがございます。

古川委員

せっかく、積んでいる予算ですからきちんと執行して、いろいろ言えない事情とかあるかもしれませんがよろしく願いいたします。

次の点は、この二次避難所の関係で、先ほどこれも部長から広域避難のガイドラインの説明を頂きましたが、去年11月20日に市町村を呼んで検討会、連絡協議会をして二次避難所の充足率100%を目指す打ち出されて、新たなリストアップをして広域のガイドラインも年度内に作るということで、まずこの新たなリストアップで100%を目指すこの状況はどうですか。

島田とくしまゼロ作戦課長

二次避難所につきまして御質問いただいております。

指定避難所の件ですが、11月時点では充足率県内で88%でございました。そして、更に市町村の掘り起こしによりまして、現在102%、1,167か所につきまして指定に向けて事務作業を進めているところがございます。

古川委員

この去年11月時点では、幾つかの市町をピックアップして調査したところ、ほかの四国

のところよりもかなり充足率が低かったということで、この会議をしたと思いますが、88%で今回102%ということは、二次避難所は100%超えていけるということですか。

島田とくしまゼロ作戦課長

説明が足りませんでした。102%といいますが、113か所新たに追加をしたいという申請が今あるところでございます。当時、幾つかの市町をピックアップして、充足率が低かったという所がありますが、県全体では102%となっておりますが、各個別に見ていきますと100%に満たない所はありまして、それを踏まえまして今回、単独の市町村では収容できない避難者につきましては、隣接する市町村で相互応援という形でカバーをしていく、カウンターパートナー方式によりまして、充足率を100%に高めようというガイドラインを、このたび案としてお示しさせていただいたところでございます。

古川委員

自治体ごとだと、都市部は足りない所があるが県全体としては100%超えてるのでうまいこと割り振れば何とかいけるということで、広域避難なんだということですね。

例えば徳島市はどんな状況ですか。今幾ら足らず、今回幾ら増えて、あと幾ら足りないので広域避難に回すみたいなことが分かりますか。

島田とくしまゼロ作戦課長

徳島市の場合、指定避難所以外に、大規模災害時に避難所として開設する予備的な、補助的避難所というのを設けております。

指定の見込みにつきましては、現在101か所で補助的な避難所を含めると181か所になっております。

現在、徳島市につきましては約4万7,000人を収容できるようになっておりまして、この資料2-1の5ページを見てくださいと徳島市の場合、黒三角でありますように5万2,200人が収容できないため近隣の市町村でお願いするという計画にしているところでございます。

古川委員

徳島市5万2,200人で、この右側がカウンターパートナーで、佐那河内村、石井町、吉野川市、神山町で2万7,000人をお願いしたい。しかし、まだ2万5,200人残るというこのあたりはどうするんですか。

島田とくしまゼロ作戦課長

このガイドラインについてなんですが、まず、東部、南部、西部の三つのブロックで、避難者をカバーしあうという計画になっております。

特に東部につきましては、平地のほうから結びつきの強い4地区に分けて考えているところでございまして、徳島市につきましては委員お話しのとおり4市町村でカバーしあいまして、それでも足りない場合はブロック内でカバーして、それ以外につきましてはブロックを越えて、その避難者を受け入れるというような計画に現在しているところでござ

います。

古川委員

大分カバーができるようになってきているという感じを受けますが、この計画の中で受け入れる市町村については、拘束力とかはあるのですか。それともお願いベースですか。

島田とくしまゼロ作戦課長

避難先となる市町村につきまして御質問いただいております。

避難先につきましては、特に拘束力はなく、当然、南海トラフ巨大地震になりますと全県下が震度6弱ということになりますので、受け入れる市町村も被災する可能性は当然ありますので、その状況を見て避難を受け入れるというかたちになっております。

古川委員

そうすると徳島市で不足する5万2,200人をどう、現実的に受け入れてもらえる形を今後作っていかないといけないということですね。パートナーとなる市町村に十分な御理解をいただいて、できるだけ実効性のあるように持っていくということ、このあたりの見通しというのはどうなんですか、何か工夫するのですか。

島田とくしまゼロ作戦課長

これまで、広域避難につきましては市町村任せであったわけですが、県が主導となりまして、今回こういったガイドラインということでお示しをさせていただきました。

3月末までにこの調整を行いまして、その後につきましては各ブロック、それとカウンターパートナーとなる地区におきまして、それぞれ実効性を高めていただくような協議を進めて、実際に避難を受け入れるような準備を進めていただくように、2月26日に御説明をさせていただきました。

古川委員

ブロックごとに集まって協議をしてもらい実効性を高めていきたい、では実効性を高めるための協議というのは、具体的にはどんな声が上がっていますか。それに対して県もガイドラインを作って進めていくわけですから最大限の支援をしていかないと、お互いブロックごとの中でやってくださいよではいけないと思うので、そのあたりのところをお聞かせください。

島田とくしまゼロ作戦課長

会議の中で、1点御意見があったものを御紹介させていただきますと徳島市のほうから、避難先も破綻が生じますので、どの部分についてお金が発生するのか、それは結局は避難元の負担になるんですが、当面は災害救助法という法律で対応するようになりますので、どんな経費が対象になるのかというのを具体的に示してほしいというお話もありました。それをガイドラインに最終的にまとめたいと考えております。

また、交通手段につきましては、各市町村でできない場合もありますので、要請があれ

ば県の災害対策本部で調整を行いたいと考えております。

古川委員

受入先の経費の問題、またマンパワーの問題もあると思います。そのあたり、元となる市町村も当然、負担をしていただいて、県もどれだけ支援ができるのか検討していかなくてはならないと思います。もう一つ言うとやはり避難所はできるだけ家に近いところでありたいというのがあると思います。なかなかすぐに隣の町へというのも難しい、そのあたりをどうしていくかというような工夫もいると思いますので、しっかりと検討していただいて、単に県全体で100%あるから割り振ったらいけるみたいな、こういう言い訳にならないように、実効性あるものを作っていただきたいと思いますのでお願いします。

最後、私も東日本大震災のときに宮城県庁に入っているいろいろな経験をさせてもらいました。起こって直後に入って、初動体制というのはすごく大事だなというのを実感して帰ってきました。

私が見たのは宮城県庁の職員ですが、本当にどうやって動いていったらいいのか、いざ発災となるとなかなか難しいところがあるというのを実感して帰ってきたんですが、この初動体制がうまく回れば、後々違ってくると思うし、ここでつまずいてしまうと今まで準備したことが生かされないという可能性も大きいと思います。このあたり本当にしっかりと取組をしていただきたいと思っています。今年の予算で初動要員の食料品備蓄の執行もされたと思います。

また、来年度も階級別の全職員の災害即応力強化をしていくということも、この資料の中にも書かれてありますけども、しっかりと進めていただきたいと思います。

基本的なことを何点かお聞きしたいのですが、特に登庁時以外、夜や休みの日とかに、巨大地震が起こったとしますと、本庁の初動要員というのはどういう方がなるわけですか。

坂東危機管理政策課長

本庁舎の大規模地震発生時の初動要員についての御質問を頂いております。

初動要員につきましては、基本は参集に関しまして時間外、しかも大規模災害発生時ということで交通機関を利用することはあり得ないということで、徒歩若しくは自転車、バイクなど簡易な移動手段による30分以内に登庁ができる職員としまして、現在1キロメートル圏内の職員を対象に初動要員として指名をしております。

人事異動等もありますので、毎年度4月当初までに名簿をそれぞれ提出いただきまして、その職員を対象に研修を行っております。

住んでいる所ですので、そうそう変わるわけではありませんが、一方でこの初動要員につきましては、例えば危機管理部でありますとか、県土整備部とかで、それぞれの部にすぐにはいかないといけない職員はそれぞれの部の業務というものがございますので、そういった職員を外して、それ以外の職員の中で初動対応をするものということで選定をしております。

こうした職員に関しましては、研修を行うんですけれども、単に研修を行っただけでは風化もしますし、ふだんそういう危機管理業務をやっているわけではない職員も含まれて

おりますので、アクションカードというものを作っております。全員がそろってくるわけではありませんで五月雨に参集をすることが想定されます。五月雨参集のときにその職員に順繰りにフローチャートみたいなものを作って、業務フローをそれぞれバラして、アクションカードという形で、一人ずつそのカードを渡して、あなたはこれをやってください、これをやってくださいということを分解して指示し、業務が済んだらまた戻しに来る、そういう形で初動に関しては対応できるように体制を組んでおります。

古川委員

まず、徒歩とか自転車とかバイクで30分以内、1キロメートル圏内の、それぞれの部の業務をしない人を選んで指名をしているということですか。

細かいことですが、県庁の勤務の方に限って1キロメートル以内じゃなくても、出先で勤めている人も本庁から1キロメートル以内だったら指定しているということなのかと思いますが、30分以内といっても、自分も被災しているわけですからいろいろ準備もあるだろうし、どんな手順で集まって、最初の人に来てどれぐらいの時間で体制が整っていく想定にしていますか。

坂東危機管理政策課長

今年度、県庁周辺の初動要員の参集は、想定としましては大体110名くらいを指名しております。

委員御指摘のとおり、例えば家族がけがをしたでありますとか、家屋そのものが被害を受けるということも当然想定されます。そうした中で、基本徒歩で30分以内というのは条件になっておりますので、例えばこの周辺の昭和町とかであれば、揺れて、当然夜間、例えば眠っているときであれば、着替えなども必要になってくると思いますので、そういうことを考えますと、やはり十数分から20分くらいはかかるのかなと考えております。

その間については、県庁の衛士も発令をしておりますので、そうした方々に最低限の初動、例えば庁舎の被害確認とか、そうしたことをやっていただくように考えております。

この初動要員については、災害本部を設置するというのが、当然最初にやるべき業務になりますので防災センターでありますとか西部総合県民局、こうしたところについてもそれぞれ指名をしております、研修も行っているという状況でございます。

古川委員

本当に30分以内に来られるのかなというのはすごくあります。地震が起こって、当然、普通の準備、顔を洗ってとかするだけでも結構時間がかかりますから、その上に家の中もいろいろ壊れたりするわけで、30分以内に110名の内、何人くらいが何分以内に来てもらったら何とかやっていけるのか。本当に30分以内に来てくれると思っているんですか。研修でそのあたりは徹底できているということでもいいんですね。

坂東危機管理政策課長

どれぐらいの方が来られると想定しているのかという御質問でございます。

まず、家族の被害については、十分家族と話をしてくださいということ、これは研修の

中で徹底をしております。家族を残して、優先的に参集を頂くわけですので、その点については自宅の倒壊や大きなけがでなければ、家族のある程度の無事が確認をされれば、付き添っているのではなくて、県庁のほうにお願いをしますということを研修で徹底しております。

何割ということについては、なかなか難しいところではありますが、先ほど申しましたアクションカード、これにつきましては工程としては大体40枚ぐらいのカードになっておりますので、100名の参集で想定をすれば、半分以下の人数でもプロセスとしては回すことができるという状況になってます。

アクションカードにつきましては、これ順繰りにやっていきますので、最初に取り組んだ方が業務が済んだらカードを返しに来て、次のカードをもらっていくという形になりますので、そこは人数に応じて、多ければ複数人でやっていただければ早く済みますし、少なれば一人の方が最初にもらったカードを返しにきたときに次のカードを渡すという形で、柔軟にその業務というものを対応できるようにしておりますので、参集の歩留りということはそれぞれ実際に来られたときの対応ができるように想定をしております。

古川委員

揺れてもそんなに被害が出てないような状況であれば、今言ったような感じでいけると思いますが、東日本大震災とか阪神淡路大震災などのような状態も当然想定してるわけです。そうなったときに本当にどれだけの人がたどり着けるのかという、かなり厳しい状況を想定した上で考えないといけないと思いますので、そのあたり少し甘い気はします。そこまで県庁職員に忠誠心があるのかなと思うんです。

阪神淡路大震災のときも本当に芦屋市役所の人が山を越えて市役所にたどり着いて、その人が最初に来たというような感じで、かなりの時間がたってもほとんど職員はいなかったというような状況があります。でもその人が来たからかなり進んでいったという講演も聴いたことがあります。最初にやはり、自分のことをある程度横に置いてでも駆けつけてくれる人がどれだけいるかというのが大きいです。そういう経験も踏まえて各自治体がいろいろな初動体制の研修、準備もしているとは思いますが、かなりシビアに考えていただきたいと思います。できるだけ少なくともできるように考えないといけないと思いますし、40枚ぐらいのアクションカードがあって、来た人にやっていっていただくということなんですが、具体的にどんなことが書いてあるんですか。

坂東危機管理政策課長

アクションカードの中身につきましては、例えば、災害本部を立ち上げて市町村との連絡網の確立でありますとか、庁内の災害本部の停電とか電話の使用の可否確認でありますとか、最初に行うべき内容としてはそういうものが考えられます。

大津波警報などが出ている場合でありますと、無線を使いまして市町村に対してその旨を伝達する、若しくは無線のファックスを使って、気象庁等から入ってきている情報というものを伝達をするといったことが考えられます。

古川委員

比較的カードを見ればできるという感じの内容とは思いますが、その110名指定してる人にそれぞれ把握をしていただいているという状況なんですか。

坂東危機管理政策課長

カードの内容につきましては40枚のカードを全て覚えるということではなくて、そのときに自分が渡されたカードに、これはどうやって誰に報告をするのかといったことを見たときに分かるような共通のフォーマットになっています。

したがって、全てを覚えるというのではなくて、そのときに渡されたカードが理解ができるという、そこを重点的に研修するということになります。

古川委員

毎年どれぐらいの研修をしているんですか。

坂東危機管理政策課長

居住者はそう変わらないので、まず基本的なカードの見方を研修した上で、五月雨で入ってきた方に実際にカードを渡してみて、そのとおりに動けるかどうかということをごちから側から観察をするような形の研修です。

そこでどこかで止まってしまうと、カードの作りが分かりにくいということになりますので、つまづきがないようなカードの見直しというのも併せて研修とセットで行っている状況でございます。大体4月の当初に行うことが一般的でございます。

古川委員

100人もおったら業務とかもあり100%集まらないので、何日かに分けてしてるかもしれませんが、そうやって年度当初に何時間か掛けてやっているという状況だと思います。

1キロメートル以内に住んでる人は大体固定されてるので、何回かやってくれば把握ができるのかなと思いますが、指定はされたけど本人がどんな動きをしたらいいかはっきり分からないとなると行きたくないとなってしまいますので、そのあたりは時間を掛けて丁寧に、とにかく自分の業務以外にやってもらうわけですから、しっかりとできるような体制を組んで、初動体制を確立していくことをお願いしたいと思っています。

今回は、階級別の研修もするということですが、自分の業務以外のそういう研修するのは結構大変だと思います。やはりこれも時間も掛け、できていない人のフォローもして、かなり手間を掛けてやってほしいと思います。しっかり集めて時間を掛けて何度もやっていくような体制をこれからも作って、いざ発災となったときに機能していくような体制をとっていただきたいと思います。最後に何かありましたら。

楠本危機管理部長

初動体制、非常に重要でございます。

私も阪神淡路大震災の後、体制を組みました。そのときにも職員全員そういう意識でやってほしいと。これは通常の業務、これは危機管理の仕事というのではなく、それぞれ密着してますので、これは県民の命を助けるという本来の仕事であると。日常業務のプラ

スではないということを重々お願いしたいと。それは本当に忙しい中でやるのですが、業務の一つになっております。

非常参集の訓練もやっています。常日頃から自分は何をするかというのは、異動のたびに何をやるかというの、部署によって徹底的にできているところもあります。

通常業務の引継ぎよりも先に、3月の内示が出たらそういう引継ぎもやっているとところもございまして徹底したい。

それから、家族が被災することもあります。歩留りの問題ですが、大規模災害は全員招集を掛けます。ただし歩留りがあるので1キロメートルという職員に初動を掛けております。被災率とシビアな数字も持っております。その中で職員にはBCPで、まず生きろ、そして助けろ、そのためには日頃より備えよというのが県庁BCPの三つの柱でやっていますので、まだまだ周知ができていないということで、これも徹底していきたいと思っておりますので、また御協力をよろしくお願いいたします。

古川委員

最後の委員会で、来年、防災対策特別委員会もありますので、また1年掛けてしっかりそのあたりも検証していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

元木委員長

最後ですから、私から少し質問させていただきます。

まず、消防防災ヘリコプター運用強化事業で700万円ということで、燃料備蓄倉庫を整備されるということでございますが、具体的な現在の備蓄の状況と、こういった所にどの程度の備蓄を展開しておられるのか、この予算の用途について確認をさせていただきます。

先田消防保安課長

来年度予算の消防防災ヘリコプターの運用強化事業、燃料備蓄の御質問を頂いたところでございます。

ヘリコプターの燃料備蓄につきましては、現在、県南部の海部消防組合消防本部にドラム缶で4本800リットル、県西部のみよし広域連合消防本部に、同じく4本で800リットル、また、民間備蓄になりますが、美馬市のホウエツ病院で400リットル、消防防災航空隊基地で400リットルを備蓄しているところでございます。

来年度、要求している事業につきましては、徳島県の中心部になる那賀町に燃料の備蓄がなく、林野火災あるいは救助活動でも、かなり出動の頻度も高いという事例もございましてことから、今回、那賀町のほうに燃料の備蓄庫を設置するという形で予算を計上させていただいているところでございます。

700万円を計上させていただいておりますが、そのうちの600万円余りが、実際の建物の費用、あと、燃料を供給するポンプなど備品類を合わせて700万円という形になってございます。

設置する場所につきましては、那賀町消防本部の敷地の一角をお借りし、設置する予定としております。

元木委員長

那賀町に新設していただけるということでございます。

備蓄の量の考え方ですが、どういった試算に基づいて算定されたのか確認をさせていただきます。

先田消防保安課長

備蓄量の考え方につきまして御質問を頂いたところでございます。

大体、800リットルで3時間程度の飛行が余分にできることとなります。今回、新たに予定しておりますのも800リットルを予定しています。

通常、予備燃料をドラム缶で補給する場合は、高松からの輸送となりますので、3時間程度であれば届くであろうという考え方で、備蓄の数量を計算しているところでございます。

元木委員長

備蓄については、四国は高松が拠点ということではありますが、国においても備蓄計画を充実させていくような方向で施策を展開されておるといってお伺いしております。

防災ヘリの運用については、四国全域ということでお伺いしておりますけど、四国の隅から隅まで、十分に活動ができるような備蓄体制を構築し、他県との連携をしていただきたいと思います。と思う次第でございます。

また、防災ヘリコプターうずしおでございますけれども、先般も就航式を開催していただきまして、私も実際にうずしおを見させていただいて、期待をいたしておるところでございます。

このうずしおは、ヘリサットなどの新機能を加えたすばらしい活動ができるような取組を期待するわけでございますが、現在の防災ヘリコプターの稼働率はどの程度なのか。また、今後の稼働の見通しですとか、あるいは、これまでどういった用務で稼働することが多かったのか、稼働の実際の内容についても説明を頂けたらと思います。

先田消防保安課長

ヘリコプターの稼働状況についての御質問を頂いたところでございます。

新しいヘリコプター川崎式BK117C-2型につきましては、今年の1月24日に就航式があり、委員長にもお越しいただいたところでございます。あいにく、風が強かったものですから、展示飛行等はカットさせていただいたところでございます。

平成28年度の活動状況を申し上げますと、緊急運航については46件、救助活動あるいは林野火災等の消火活動という活動を行っているところでございます。

平成29年度につきましては、12月の集計になってございますが、緊急運航について50件という状況で、緊急運航は少ないほうがよいのですが、昨年度よりは多い状況ということになってございます。

緊急運航以外のものを含めると、昨年度におきましては175回、今年度につきましては154回となっております。

元木委員長

是非、県民の方々の多様なニーズに、的確に対応できるような運航体制を構築していただきまして、うずしおが持つ機能を繰り返しになりますけども、最大限に発揮していただきたいと申し上げる次第でございます。

それと加えまして、最近の報道等を見ておりまして、ヘリコプター本体の事故等のニュースをよく聞くわけですが、安全運航に対する対応、安全対策についてどういった取組をされておられるのか確認をさせていただきます。

先田消防保安課長

ヘリコプターの安全運航の状況についてという御質問を頂いたところでございます。

先月ですが、自衛隊のヘリコプターが墜落ということがございました。

事故を受けまして、直ちに翌日の朝から緊急点検という形で、日常の通常の点検に加えて、半日の飛行を止めまして念入りな点検も行ったところでございます。

点検や安全管理につきましては、日頃の点検に加えて、整備士、隊員等を含めた毎日の会議等で、安全な運航についての会を持って、日々安全を第一に考え、運航しているところでございます。

今後につきましても、より一層安全管理を徹底いたしまして、事故が起こることのないように運航を徹底していきたいと考えているところでございます。

元木委員長

人の命を助けるべき方が事故に遭うといった、悲惨な事故がないように万全の態勢で、安全運航管理に改めて取り組んでいただきたいということを御期待申し上げますとともに、地元の運転する方の育成ということも大切ではないかという県民からの御意見も伺っておりますので、是非、そういった点についても研修体制の充実強化等に取り組んでいただきたいと要望させていただきたいと思っております。

次に、災害対応につきまして、進化する「とくしまゼロ作戦」緊急対策事業1億6,600万円の中で、地震・津波対策に加え複合災害対策も含めて支援ということで住宅の出火防止対策等に重点を置いた普及啓発ということでございますが、今回の所信表明等でもありましたが、耐震シェルター設置に対する支援の充実ということで5分の4を補助して全国にもトップクラスの制度を作ったということでございますが、これについてはなかなか一般の方々に対して浸透度がまだまだではないかという気がいたしております。そういう中でこの出火防止も大切なんですけど、シェルター自身の有効性ということについて、これは県土整備部との連携になろうかと思っておりますが取り組んでいただきたい。

734年4月7日大地震があったときは、圧死で亡くなる方がたくさんいたという徳島県の歴史もございます。こういった歴史を是非少しでも多くの県民の方々と共有していただいて、無関心層を減らすといったような角度での取組も併せて御要望させていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

島田とくしまゼロ作戦課長

出火防止対策それと耐震制度についての普及啓発という御質問を頂いております。

昨年の7月に徳島県中央構造線・活断層地震被害想定を公表し、揺れと火災で3,000人を超える死者が出るという被害想定をさせていただきました。それを踏まえまして進化する「とくしまゼロ作戦」緊急対策事業の中に、市町村への普及啓発としての事業メニューをこのたび加えさせていただいております。出火防止対策として、特に感震ブレーカー設置の普及について要望があれば助成するという形で事業の枠を新しく取らせていただきました。引き続き、県土整備部とともにこの耐震化の普及啓発について連携して取り組んでまいりたいと考えております。

元木委員長

御承知のとおり徳島県は高齢化の中で、高齢者のみの世帯もたくさん出てきておりまして、大きな木造家屋に一人あるいは二人でお住まいになられる方もたくさんいらっしゃる中で、こういった事業を御説明しても「生きとる間だけもったらええんじや。」というような話もよく聞いておりますが、高齢者の方であっても必ず命は守るという方向で、施策が展開されることを期待申し上げます。こういった視点を忘れずに危機管理部としてもしっかりと普及啓発に取り組んでいただきたいということも重ねて要望させていただきたいと思っております。

あと、私も本会議で消防団の加入促進ということで取り上げさせていただきましたが、今本県の消防団不足ということをよく言われますが、実際に県下の消防団はどの程度の不足している状況にあるのかといった点について改めて御確認をさせていただきます。

先田消防保安課長

県下の消防団の不足がどれぐらいあるのかという御質問を頂いたところでございます。

消防団につきましては、市町村等で消防団の条例定数というのを設けまして、それぞれ定員の確保を行っているところでございます。手元に各消防の条例定数の比較がございませんので後ほどお渡しさせていただこうと思っておりますが、現状で申し上げますと県内全体で、昨年の4月1日現在で1万801人の消防団員の方が、県下で団員という形で加入をしていただいているところでございます。

元木委員長

1万801人ということでございます。若手の方も今サラリーマン勤めの方も増えて、なかなか消防団員の確保が難しいと伺っております。

そういう中で、女性の活躍社会というようなことでございますので、やはり女性の力を消防に生かすというのは大切な視点であろうかと思っておりますが、女性ではなかなか難しいような業務もあると伺っております。先般のイベントで、女性の方からの発表も聞いたことがあります。女性特有の課題の解決なしに女性の消防団員の確保というのは進んでいかないと私自身は感じたわけでございますが、こういった女性特有の課題についての解決に向けた取組をどう進めていかれるのか。

今回、アニメを使った消防団員の確保ということも取り組んでいかれると伺っておりますが、こういった角度でアプローチをしていかれるのか、漫画等も合わせて使ったら良い

のではないかという声がありますが、そういった点についての御認識をお伺いいたします。

先田消防保安課長

女性の消防団員の加入あるいは活動に向けて、また、アニメ等を活用した取組ということでの御質問を頂いたところでございます。

消防団員につきましては、徳島県だけでなく全国的に減少傾向あるいは年齢の高齢化という状況となっておりますところでございます。

それで先ほど委員長からもお話がございましたが、昨年10月に本県におきましても、新たな担い手をとということで女性団員の方も加入を促進していこうと、新たな戦力ということで取り組んでおりまして、消防女子の集いということで、女性消防団員の方の先進の活動等を学びまして、今後の活動に役立てていただくとともに、消防団員の活動を知っていただくことで、加入促進につなげるというイベントもさせていただいたところでございます。

来年度につきましても、女性の加入促進あるいは技術の向上ということで、今までと同様に加入促進に努めますとともに、女性の消防団員の方のスキルアップということで、現状としては広報活動が多い状況でございますので、災害時には一定の活動もお手伝いできるようにスキルアップの研修も来年度は行っていきたいと考えているところでございます。

また、将来の消防団員の確保という意味合いもございまして、お子さんに消防団のことを知っていただいて将来消防団への加入につなげていこうということで、来年度、漫画とかを使ってお子さんに分かりやすく消防団を知ってもらおうあるいはまといのデザインの公募ということを来年度予算で計上させていただいているところでございますが、そのデザインの公募につきましても、小中学生の方に応募を頂いて関心を持ってもらい将来につなげていこうと予定しているところでございます。若い方あるいは女性の方も含めまして、将来の消防団を担うということで、加入促進に引き続き努めてまいりたいと考えているところでございます。

元木委員長

女性また子供をターゲットに絞った事業も展開していただけるということで、徳島県の歴史でも女性の方が消防団に入って、どんどん活躍していくというのは本当に新しい時代に向けてのチャレンジかなという気がいたしております。

私自身が集いに参加してやはり感じたのは、女性の中でもその女性を束ねていけるようなリーダーがいるかないかで本当にその消防団全体の雰囲気も変わりますし、方向性も変わっていくということを実感した次第でございます。そういう意味におきまして是非、こういった消防団を引っ張っていけるような強いリーダーを育成するための取組を県主導で市町村と連携しながら、取り組んでいただきたいということをお願いを申し上げる次第でございます。

最後に、動物愛護ずっとスマイルプロジェクト300万円で譲渡交流拠点施設を活用した取組を進めていかれるということでございますが、この新施設に期待をしている方もたく

さんいらっしゃる中で、新年度予算でこういった活動をされるのかお伺いいたします。

小川動物愛護管理センター所長

譲渡交流拠点施設をどういった活用をしていくかという御質問だと思います。

本県では、徳島県動物愛護管理推進計画を策定し、犬・猫の殺処分頭数削減目標を掲げ各施策を展開してきたところでございます。

具体的な取組としましては、獣医師会や市町村と連携した不妊、去勢手術の実施、ペット動物へのマイクロチップの装着、災害救助犬やセラピードッグの育成、迷子になった動物を飼い主のもとへ返す返還、新しい飼い主を見つける譲渡などの取組を積極的に展開することで、殺処分頭数を削減してまいりました。

このたび、更なる譲渡推進を図るため、センター敷地内に平時には展示ふれあい室やボランティア活動室を備えた命の大切さを学ぶ場として、災害時には被災動物を保護する救護シェルターとして、すぐに活用できる譲渡交流拠点施設が完成し、来る3月17日にはオープニングセレモニーを予定しております。

今後はこの譲渡交流拠点施設を核として、NPO法人やボランティア団体の皆さんとの連携により、更なる譲渡拡大に取り組むとともに、收容される犬・猫の数を減らす対策や県民の意識向上などに取り組み、着実に殺処分頭数を削減するよう強力に推進していくこととしております。

元木委員長

県当局のお力で、殺処分頭数についてはかなりの改善が見られたと、今認識をいたす次第でございます。

しかしながら、まだまだ殺処分を受けざるを得ない犬・猫もいるということで、愛護の方を中心にかなりもっとやってくれというような要望もある次第でございます。

先ほども言いましたように高齢化が進んで、単身の高齢者の方でも犬・猫をたくさん飼われる方もいらっしゃる中で、そういう方が飼う力がなくなったときに、犬・猫を手放さざるを得ないというようなこともあると伺っているわけでございます。

飼い主の方のモラルとか認識も本当に大切であると思いますので、実際に犬・猫を飼っておられる方に対する啓発というのも改めて実施していただいて、本県ならではの犬・猫を中心とした動物愛護の推進にこれからも全力で取り組んでいただきたいということを要望させていただきまして終わります。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

達田委員

議案第1号につきましては、徳島化製協業組合への不公正な補助金が入っておりますので、反対です。

また議案第29号は、先ほど議論したとおり反対でございます。

元木委員長

それでは、議案第1号及び第29号については、御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号及び第29号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第1号及び第29号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除く議案について、採決いたします。

お諮りいたします。

既に採決いたしました議案を除く危機管理部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、既に採決いたしました議案を除く危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（起立採決）

議案第1号、議案第29号

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第4号、議案第28号、議案第75号、議案第78号

以上で、危機管理部関係の調査を終わります。

次に、委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付しております、議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

本委員会の審査に当たりまして、委員各位におかれましては、この1年間終始御熱心に御審議を賜り、また委員会を通じまして議事運営に格段の御協力を頂きましたことを厚く御礼申し上げます。

おかげをもちまして、委員長としての重責を大過なく全うすることができました。

これもひとえに、皆様方の御協力のたまものであると心から感謝申し上げます。

また、楠本危機管理部長をはじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって我々の審査に御協力いただきまして深く感謝の意を表する次第でございます。

審査の過程において表明されました様々な意見や御要望等、今後の施策として十分に反映されますよう御要望いたす次第でございます。

終わりに当たりまして、報道関係の皆様方におかれましても御協力に対し、深く感謝と敬意を表する次第でございます。

時節柄、皆様方には、ますます御自愛いただきまして、それぞれの分野、それぞれの立場で活躍されますよう心より御期待申し上げまして御礼の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

楠本危機管理部長

危機管理部を代表いたしまして、一言、御礼を申し上げます。

元木委員長さん、喜多副委員長さんをはじめ、委員の皆様におかれましては、この1年間、危機管理部の所管事項につきまして、各般にわたり、御指導、ごべんたつを賜りまして誠にありがとうございました。

委員の皆様から頂きました、貴重な御意見や御提言は真摯に対応し、県民の皆様が安心して暮らせる、県土強靱化、消費者庁等の全面移転等をはじめとします、くらしの安全、安心など、より一層、推進してまいりたいと考えております。

今後とも、御指導、御支援をよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様方の、今後、ますますの御活躍を御祈念申し上げます。簡単ではございますが、私の御礼の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

元木委員長

それでは、これをもって県土整備委員会を閉会いたします。（14時24分）